

●法令による職務指定がある都道府県・政令指定都市の審議会等について

平成 19 年 6 月 19 日現在

審議会等の名称 (法令による職務指定があるもの)	根拠規定	規定内容 ※規定内容の太字は職務指定。	女性登用率 ※H17年11月実施の書面調査から	担当府省庁	1. 審議会等の委員についての職務指定の在り方の検討について				2. 都道府県・政令指定都市に対する助言・支援について									
					法令・要綱等の改正の有無	改正有の場合			改正無の場合、検討状況について	通知等の発出の有無、予定	通知等発出の場合					通知等の発出以外による助言・支援の有無、予定	有(または予定有)の場合、具体的な内容等について	
						改正年月日	法令・要綱等の名称	改正内容(概要)			発出年月日	記号番号	発出先名称	発出元名称	通知等の名称			
1 都道府県医療審議会	医療法第71条の2	医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから任命	25%	厚生労働省	無				3見直しの予定なし	有	平成18年11月14日	事務連絡	各都道府県都道府県医療審議会事務局担当者	厚生労働省医政局総務課	「都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定に関する調査検討結果」を踏まえた審議会等への女性の登用の促進について	無		
2 監査委員	地方自治法第195条	人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者	0%	総務省	有	2006年6月7日	地方自治法の一部を改正する法律	議員以外の委員の定数を条例で増加することができるよう法改正										
3 感染症の診査に関する協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条	感染症指定医療機関の医師 感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者 法律に関し学識経験を有する者 医療及び法律以外の学識経験を有する者 ただし、その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。	22%	厚生労働省	無				3見直しの予定なし	有	平成19年2月15日	事務連絡	各都道府県・指定都市・中核市感染症担当者	厚生労働省健康局結核感染症課	「都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定に関する調査検討結果」を踏まえた審議会等への女性の登用の促進について	無		
4 教科用図書選定審議会	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第11条1項	義務教育諸学校の校長及び教員 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員 教育に関し学識経験を有する者	37%	文部科学省	無				3見直しの予定なし	有	平成19年6月11日	事務連絡	各都道府県教育委員会教科用図書選定審議会当部署	文部科学省初等中等教育局教科書課	国の法令に基づく職務指定のある審議会等での女性委員の登用の促進について(依頼)	無		
5 結核の診査に関する協議会	結核予防法第48条	結核の予防又は結核患者の医療に関する事業に従事する者 医療以外の学識経験を有する者 ただし、その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。	17%	厚生労働省	※当協議会は、平成19年4月1日に改正法が施行され、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条に規定する「感染症の診査に関する協議会」に統合された。													
6 都道府県建築士審査会	建築士法第28条	建築士 やむを得ない理由があるときは、学識経験のある者。ただし、その数は、それぞれ委員又は試験委員の半数を超えてはならない。	35%	国土交通省	無				3見直しの予定なし	有								平成19年6月末までに通知を予定
7 都道府県交通安全対策会議	交通安全対策基本法第17条	会長は、都道府県知事 委員は、 道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員 都道府県教育委員会の教育長 警視總監又は道府県警察本部長 都道府県知事が都道府県の部内の職員のうちから指名する者 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県にあつては、指定都市の長又はその指名する職員 都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから都道府県知事が任命する者 都道府県交通安全対策会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。	7%	内閣府(政策統括官・共生社会政策担当)	無				3見直しの予定なし	有	平成19年3月15日	事務連絡	都道府県交通安全対策主管課(室)長	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(交通安全対策担当)	都道府県交通安全対策会議における女性委員の登用促進について(通知)	無		
8 都道府県国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第37条	会長は、都道府県知事 委員 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員 防衛庁長官が指定する陸上自衛隊に所属する者、海上自衛隊に所属する者及び航空自衛隊に所属する者 当該都道府県の副知事 当該都道府県の教育委員会の教育長、警視總監又は当該道府県の道府県警察本部長及び特別区の消防長 当該都道府県の職員(前二号に掲げる者を除く。) 当該都道府県の区域内の市町村の長及び当該都道府県の区域を管轄する消防長 当該都道府県の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者	7%	内閣官房総務省	無				3見直しの予定なし	有	平成18年12月13日	消防総650号	各都道府県消防担当部長 政令指定都市消防防災・国民保護担当局長	消防庁総務課長	第24回男女共同参画会議の意見決定『政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視について(都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定について)』について(通知)	無		

審議会等の名称	根拠規定	規定内容	女性登用率	担当府省	1. 審議会等の委員についての職務指定の在り方の検討について					2. 都道府県・政令指定都市に対する助言・支援について							
9 市町村国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条	会長は、市町村長 委員 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員 自衛隊に所属する者(任命に当たって防衛庁長官の同意を得た者に限る。) 当該市町村の属する都道府県の職員 当該市町村の助役 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員(消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長) 当該市町村の職員(前二号に掲げる者を除く。) 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者		内閣官房 総務省	無				3見直しの予定なし	有	平成18年12月13日	消防総 650号	各都道府県消防 防災・国民保護 担当部長 政令指定都市消 防防災・国民保 護担当局長	消防庁総務 課長	第24回男女共同参画会議の意見決定『政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視について(都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定について)』について(通知)	無	
10 国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第11条	被保険者を代表する委員 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 公益を代表する委員	26%	厚生労働省	無				3見直しの予定なし	有	平成19年1月29日	事務連絡	各都道府県民生 主管部(局)国民 健康保険主管課 (部長)	厚生労働省 保険局国民 健康保険課	「都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定に関する調査検討結果」を踏まえた審議会等への女性の登用の促進について	無	
11 道府県固定資産評価審議会	地方税法第401条の2	国の関係地方行政機関の職員 当該道府県の職員 当該道府県の区域内の市町村の職員 固定資産の評価について学識経験を有する者	30%	総務省	無				3見直しの予定なし	有	平成19年2月26日	事務連絡	各都道府県市町 村担当課税政係 長	総務省自治 税務局固定 資産税課企 画係長	第24回男女共同参画会議の意見決定『政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視について(都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定について)』について(事務連絡)	無	
12 地方産業教育審議会	産業教育振興法第13条	産業教育に関し学識経験のある者 関係行政機関の職員	27%	文部科学省	無				3見直しの予定なし	有	平成19年6月11日	事務連絡	各都道府県・指 定都市教育委員 会教育長(産業 教育担当課扱 い)	文部科学省 初等中等教 育局参事官	国の法令に基づく職務指定のあ る審議会等での女性委員の登用 の促進について(依頼)	無	
13 市場取引委員会	卸売市場法13条の2	卸売業者 仲卸業者 第三十六条第一項に規定する売買参加者 その他の利害関係者 学識経験のある者	4%	農林水産省	無				3見直しの予定なし	有	平成18年11月8日	18総食 第807号	各中央卸売市場 開設者	農林水産省 総合食料局 流通課長	都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定について(通知)	無	
14 地方社会福祉審議会	社会福祉法第7条	都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員 社会福祉事業に従事する者 学識経験のある者	34%	厚生労働省	無				3見直しの予定なし	有	平成19年1月29日	事務連絡	各都道府県・指 定都市・中核市 地方社会福祉審 議会事務局担当 者	厚生労働省 社会・援護 局総務課企 画法令係	「都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定に関する調査検討結果」を踏まえた審議会等への女性の登用の促進について	無	
15 都道府県水防協議会	水防法8条第1項	会長は、都道府県知事をもって充てる。 委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。	11%	国土交通省	無				3未定	有	平成19年3月30日	事務連絡	各都道府県水防 事務担当者	国土交通省 河川局防災 課水防係	都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定についての男女共同参画会議意見決定について	無	
16 スポーツ振興審議会	スポーツ振興法第18条	スポーツに関する学識経験のある者 関係行政機関の職員	34%	文部科学省	無				3見直しの予定なし	有	平成19年6月11日	事務連絡	スポーツ振興審 議会担当部署	文部科学省 スポーツ・ 青少年局企 画・体育課	国の法令に基づく職務指定のある審議会等での女性委員の登用の促進について	無	
17 精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条	精神障害者の医療に関し学識経験を有する者(第十八条第一項に規定する精神保健指定医である者に限る。) 法律に関し学識経験を有する者 その他の学識経験を有する者	26%	厚生労働省	無				3見直しの予定なし	有	平成18年11月2日	事務連絡	各都道府県・指 定都市 精神医療審査会 事務局担当者	厚生労働省 社会・援護 局障害保険 福祉部精 神・障害保 険課	「都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定に関する調査検討結果」を踏まえた審議会等への女性の登用の促進について	無	
18 地方青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法3条	会長は、当該地方公共団体の長 委員 地方公共団体の議会の議員 関係行政機関の職員 学識経験がある者(都道府県青少年問題協議会にあつては、家庭裁判所の職員を含む。)	32%	内閣府(政策 統括官・共生 社会政策担 当)	無				3見直しの予定なし	無						有	7月中旬の担当 課長会議におい て資料配布の上 説明予定

審議会等の名称	根拠規定	規定内容	女性登用率	担当府省	1. 審議会等の委員についての職務指定の在り方の検討について				2. 都道府県・政令指定都市に対する助言・支援について								
19 石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等 災害防止法第28条	本部長は、当該防災本部を設置する都道府県の知事 本部長 当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域の全部又は一部を管轄する特定地方行政機関の長又はその指名する職員 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者 当該都道府県の区域内の市町村のうち、その区域内に特別防災区域が所在する市町村の市町村長 当該都道府県の区域内の市町村(前号に規定する市町村を除く。)のうち、当該都道府県の知事が特別防災区域に係る防災に關し必要と認めて指定する市町村の市町村長 前二号に規定する市町村の消防長(消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長) 当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域ごとに、当該特別防災区域内の特定事業所に係る特定事業者を代表する者 その他当該都道府県の知事が必要と認めて任命する者	2%	総務省・ 経済産業省	無				3見直しの予定なし	有	平成18年12月13日	消防総 650号	各都道府県消防 防災・国民保護 担当部長 政令指定都市消 防防災・国民保 護担当局長	消防庁総務課 長	第24回男女共同参画会議 の意見決定『政府が実施す る男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策の実施 状況の監視について(都道 府県・政令指定都市におけ る審議会等の委員につい ての国の法令に基づく職務 指定について)』について(通 知)	無	
20 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第10条	都道府県知事、都道府県公安委員会、関係市町村(特別区を含む。)、関係地方行政機関及び関係道路管理者を含む者で組織される	8%	環境省	無				3見直しの予定なし	有	平成18年11月29日	事務連絡	埼玉県・千葉県・ 東京都・神奈川県・ 愛知県・三重県・ 大阪府・兵庫県 県担当課(室)	環境省水・大 気環境局自動 車環境対策課	都道府県・政令指定都市に おける審議会等の委員につ いての国の法令に基づく職 務指定について	無	
21 都道府県都市計画審議会	都道府県都市計画 審議会及び市町村 都市計画審議会の 組織及び運営の基 準を定める政令第2 条	学識経験のある者 市町村長を代表する者 都道府県の議会の議員 市町村の議会の議長を代表する者 関係行政機関の職員	8%	国土交通省	無				3未定	有	平成18年11月30日	国都計 第105号	都道府県知事、 政令指定都市市 長	国土交通省都 市・地域整備 局長	都市計画運用指針の改正に ついて	無	
22 市町村都市計画審議会	都道府県都市計画 審議会及び市町村 都市計画審議会の 組織及び運営の基 準を定める政令第3 条	学識経験のある者 市町村の議会の議員 関係行政機関若しくは都道府県の職員 市町村の住民	22%	国土交通省	無				3未定	有	平成18年11月30日	国都計 第105号	都道府県知事、 政令指定都市市 長	国土交通省都 市・地域整備 局長	都市計画運用指針の改正に ついて	無	
23 都道府県農業共済保険審査会	都道府県農業共済 保険審査会規程(農 業災害補償法第143 条の2)	会長は都道府県知事 委員 都道府県知事の直近下位の内部組織の長 農業共済組合の組合員 法第八十五条の六第一項の共済事業を行う市町村との間に農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済若しくは園芸施設共済の共済関係の存する者 学識経験ある者	27%	農林水産省	無				3見直しの予定なし	有	平成18年11月7日	18経営第 4677号	都道府県農政部 長	農林水産省経 営局保険課長	都道府県農業共済保険審査 会における委員の登用につ いて	無	
24 都道府県防災会議	災害対策基本法第 14条	会長当該都道府県の知事 委員 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面總監又はその指名する部隊若しくは機関の長 当該都道府県の教育委員会の教育長 警視總監又は当該都道府県の道府県警察本部長 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者 当該都道府県の地域において業務を行なう指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	3%	総務省・内閣 府(政策統括 官・防災担 当)	無				3見直しの予定なし	有	平成18年12月13日	消防総 650号	各都道府県消防 防災・国民保護 担当部長 政令指定都市消 防防災・国民保 護担当局長	消防庁総務課 長	第24回男女共同参画会議 の意見決定『政府が実施す る男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策の実施 状況の監視について(都道 府県・政令指定都市におけ る審議会等の委員につい ての国の法令に基づく職務 指定について)』について(通 知)	無	
25 市町村防災会議	災害対策基本法第 16条	第16条 (略) 6市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(第2項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約)で定める。	5%	総務省・内閣 府(政策統括 官・防災担 当)	無				3見直しの予定なし	有	平成18年12月13日	消防総 650号	各都道府県消防 防災・国民保護 担当部長 政令指定都市消 防防災・国民保 護担当局長	消防庁総務課 長	第24回男女共同参画会議 の意見決定『政府が実施す る男女共同参画社会の形成 の促進に関する施策の実施 状況の監視について(都道 府県・政令指定都市におけ る審議会等の委員につい ての国の法令に基づく職務 指定について)』について(通 知)	無	

審議会等の名称	根拠規定	規定内容	女性登用率	担当府省	1. 審議会等の委員についての職務指定の在り方の検討について					2. 都道府県・政令指定都市に対する助言・支援について							
					有	無	見直し	有	無	見直し	有	無	見直し				
2 民生委員推薦会	民生委員法(昭和23年法律第198号)第5条第2項	市町村の議会の議員 民生委員 社会福祉事業の実施に係る者 市町村の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 教育に係る者 関係行政機関の職員 学識経験のある者	27%	厚生労働省	無				3見直しの予定なし	有	平成18年11月16日	事務連絡	各都道府県・指定都市・中核市民生委員担当者	厚生労働省社会・援護局地域福祉課厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課	「都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定に関する調査検討結果」を踏まえた審議会等への女性の登用の促進について	無	

法令によらず職務指定をしている都道府県・政令指定都市の審議会等について

審議会等の名称 (法令による職務指定があるもの)	根拠規定	審議会等の委員の職務指定の記載をしている通知等の名称	規定内容 ※規定内容の太字は職務指定。	担当府省庁	1. 審議会等の委員についての職務指定の在り方の検討について					2. 都道府県・政令指定都市に対する助言・支援について							
					法令・要綱の改正の有無	改正有の場合			改正無の場合、検討状況について	通知等の発出の有無、予定	通知等発出の場合				通知等の発出以外による助言・支援の有無、予定	有(または予定有)の場合、具体的な内容等について	
						改正年月日	法令・要綱等の名称	改正内容(概要)			発出年月日	記号番号	あて	発			通知等の名称
1 公衆浴場入浴料金諮問機関(都道府県の実情に応じて定める)	物価統制令第4条	公衆浴場入浴料金の統制額の指定について(昭和38年8月12日環発第335号)別紙2「公衆浴場入浴料金諮問機関設置要領」	委員は12名程度とし、その構成は次のとおりとする。 関係吏員(衛生及び経済主管部関係吏員) 有識者(経営、保健衛生の専門家等) 住民代表(例えば、民生委員、社会教育委員、婦人団体代表等)であって、公衆浴場を利用している者又は公衆浴場の実情を十分承知している者) 業者代表(公衆浴場を営んでいる者)	厚生労働省	無				3見直しの予定なし	有	平成18年10月31日	事務連絡	都道府県生活衛生適正化審議会事務局担当者	厚生労働省健康局生活衛生課	「都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定に関する調査検討結果」を踏まえた審議会等への女性の登用の促進について	無	
2 地方港湾審議会	港湾法第二十四条の二及び第三十五条の二	「港湾法の一部改正について(通達)」(港管第2363号昭和48年10月1日)※ただし、平成12年4月1日より地方自治法245条の4に規定する技術的な助言となっている。	学識経験者、 港湾関係者、 地元市町村を代表する者、 当該地方公共団体の職員の議員を代表する者及び国の地方行政機関の職員 その他港湾管理者の長が必要と認める者により構成	国土交通省	無				3見直しの予定なし	有	平成19年3月30日	事務連絡	北海道開発局港湾行政課長 沖縄総合事務局港湾管理室長各 地方整備局港湾管理課長	港湾局総務課課長補佐(管理担当)	地方港湾審議会における委員の選定について	無	
3 都道府県地域・職域連携推進協議会	地域保健活動の充実強化について(平成2年6月28日厚生省健康政策局長健政第390号)	地域保健活動の充実強化について(平成2年6月28日厚生省健康政策局長健政第390号)	都道府県協議会は、管内の広域的な連携に関わる関係機関の代表者等により構成する。 (4)関係機関 ア地域保健関係機関 都道府県(保健所等)、市町村(保健センター等)等 イ職域保健関係機関 事業所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、地方社会保険事務局、社会保険健康事業財団、社会保険協会、労働基準監督署、地域産業保健センター、商工会議所、農業・漁業協同組合等 ウその他関係機関等 医療機関(健診機関等)、労働衛生機関、健康保持増進指導機関、医師会、歯科医師会	厚生労働省	無				3見直しの予定なし	有	平成18年11月8日	事務連絡	各都道府県・指定都市地域・職域連携推進協議会事務局担当者	厚生労働省健康局総務課地域保健室	「都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定に関する検討結果」を踏まえた審議会等への女性の登用の促進について	無	
4 二次医療圏地域・職域連携推進協議会	地域保健活動の充実強化について(平成2年6月28日厚生省健康政策局長健政第390号)	地域保健活動の充実強化について(平成2年6月28日厚生省健康政策局長健政第390号)	二次医療圏協議会は、二次医療圏内の事業に関わる関係機関の代表者等により構成する。 (4)関係機関 ア地域保健関係機関 都道府県(保健所等)、市町村(保健センター等)等 イ職域保健関係機関 事業所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、地方社会保険事務局、社会保険健康事業財団、社会保険協会、労働基準監督署、地域産業保健センター、商工会議所、農業・漁業協同組合等 ウその他関係機関等 医療機関(健診機関等)、労働衛生機関、健康保持増進指導機関、医師会、歯科医師会	厚生労働省	無				3見直しの予定なし	有	平成18年11月8日	事務連絡	各都道府県・指定都市地域・職域連携推進協議会事務局担当者	厚生労働省健康局総務課地域保健室	「都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定に関する検討結果」を踏まえた審議会等への女性の登用の促進について	無	
5 保健所運営協議会	地域保健法第11条地域保健法第11条の規定により定める地方公共団体の条例	保健所運営協議会について(平成9年3月10日厚生省健康政策局長健政第176号)	保健所運営協議会の構成 委員には、次のような当該地域の保健・医療・福祉に関する関係者を幅広く含むことが望ましい。 (1)市町村代表 (2)関係行政機関(福祉事務所、警察機関、消防機関等)代表 (3)医療関係団体(医師会、歯科医師会、薬剤師会等)代表 (4)福祉関係団体代表 (5)学校保健関係者代表 (6)職域保健関係者代表 (7)利用者代表 (8)学識経験者 (9)その他適当と認められる者	厚生労働省	無				3見直しの予定なし	有	平成18年11月8日	事務連絡	各都道府県・指定都市保健所運営協議会事務局担当者	厚生労働省健康局総務課地域保健室	「都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定に関する検討結果」を踏まえた審議会等への女性の登用の促進について	無	
6 保健所保健事業連絡協議会	老人保健法の施行に伴う保健所の機能強化について(昭和62年6月19日厚生省健康政策局長健政第333号)	老人保健法の施行に伴う保健所の機能強化について(昭和62年6月19日厚生省健康政策局長健政第333号)	保健所保健事業連絡協議会の構成は、市町村長、福祉事務所長、医師会、歯科医師会等医療関係団体、老人クラブ等福祉関係団体、事業所等の代表者その他保健事業の推進に関し適当と認められる者20人程度で組織する。	厚生労働省	無				3見直しの予定なし	有	平成18年11月8日	事務連絡	各都道府県・指定都市保健所保健事業連絡協議会事務局担当者	厚生労働省健康局総務課地域保健室	「都道府県・政令指定都市における審議会等の委員についての国の法令に基づく職務指定に関する検討結果」を踏まえた審議会等への女性の登用の促進について	無	